

20. 勤労者生活関連指標

20.1 勤労者生活指標

①指標の解説

勤労者生活の満足度が時系列でみたときにどのように推移しているのかをみるために、ここでは勤労者生活指標を作成する。この指標は勤労者の家計を中心とする生活に関係の深い項目の状況を計数的に把握することに主眼を置いたものである。

勤労者の家計生活の内容を「ライフサイクルに応じて変化する生活」とこれを支える「基礎となる生活」にわけてみると、まず、「基礎となる生活」は、主要な条件として1)生活を賄うに足る所得の状況、2)衣・食・住など生活に必要な消費の状況、3)生きるための健康の状況、4)生活を楽しむための余暇の状況、が考えられ、「ライフサイクルに応じて変化する生活」として5)教育の状況、6)生活を営む場、住居の状況、7)職業から引退後の生活・老後の状況、があげられよう。そこで、まず勤労者生活に関わる様々な指標をピックアップし、それを1)所得、2)消費生活、3)住生活、4)余暇生活、5)教育、6)健康、7)老後生活、の7つのカテゴリーに分類した上で、各カテゴリーごとに指標を合成する。さらに、この7つの合成指標をひとつに合成することによって、総合的な勤労者生活指標が作成される。したがって、この指標は時系列でみたときの勤労者生活の向上の程度を示すものであり、生活水準そのものを示すものではない点に注意する必要がある。

なお、指標の収集に際しては、各カテゴリーごとに、「勤労者本人及び家族を中心とした個人生活環境」と「社会制度などを中心とした社会生活環境」の両面を組み合わせることができるよう配慮をした。

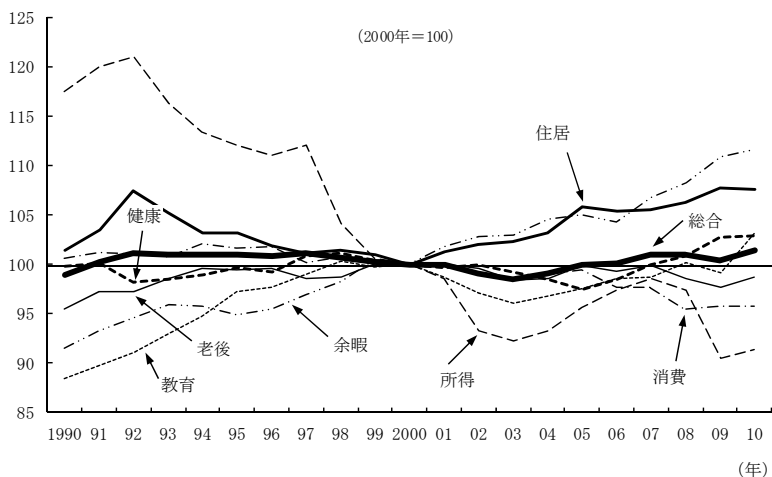
②指標の作成結果

7つのカテゴリー別及びそれらを合成した総合的な勤労者生活指標を、

2000年=100として作成した。結果は図20-1のとおりである。

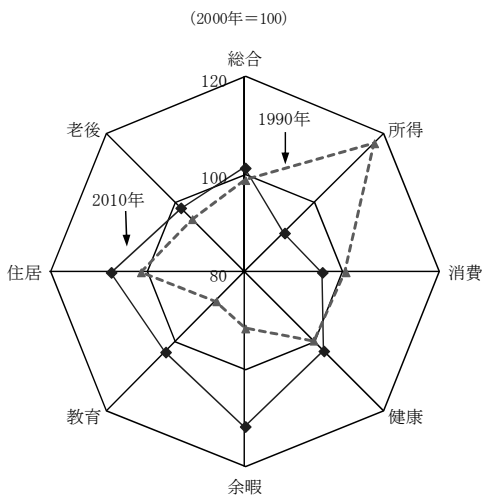
図20-1 勤労者生活指標

①各指標の動向



資料：各種統計資料より作成

②1990年及び2010年の指標



資料：各種統計資料より作成

③作成結果の説明

各指標の動向をみると（図 20-1①）、余暇は 1990 年以降、住居は 2001 年以降、増加傾向で推移している。一方、所得は 1992 年以降 2003 年まで減少傾向で推移し、それ以降、増加傾向に転じたが依然として低い水準にあり、2008 年以降は再び減少に転じ、直近の 2010 年は増加している。その他の指標は概ね 100±5 の範囲で推移している。以上を総合した総合指標は、2003 年を谷としてその後は上昇傾向にある。

また、2010 年の状況についてみると（図 20-1②）、所得（91.4）、消費（95.8）、老後（98.7）は 100 を下回っている一方、健康（102.8）、余暇（111.6）、教育（103.1）、住居（107.5）が 100 を上回り、総合指標も 2000 年を上回る 101.4 となった。

④指標の作成方法

勤労者生活指標作成に際して取り上げた各種の指標は次のとおりである。

カテゴリー	個人生活環境	社会生活環境
所得	(賃 金) 実質賃金指数	(所得保障) 雇用保険適用率 雇用保険実質給付水準 (安定雇用) 均衡失業率 非自発的離職失業者
消費	(消費支出) 消費水準指数	(物 価) 消費者物価上昇率 (租税公課) 非消費支出／実収入比
健康	(余 命) 平均寿命 (疾 病) 受療率 労働災害率（度数率）	(医療保障) 健康保険適用率
余暇	(余暇支出) 実質教養娯楽費 (余暇時間) 趣味・娯楽の平均時間	(労働時間) 総実労働時間指数
教育	(教育支出) 実質教育関係費 教育費負担率	(進 学 率) 短大・大学進学率
住居	(居住水準) 持ち家率 1人当たり畳数 (住宅支出) 住宅取得負担率	(住宅取得) 住宅取得年収倍率 (通 勤) 通勤時間
老後	(老後資金) 貯蓄年収比 自助による老後負担率 (引退年齢) 勤務延長・再雇用制度採用割合	(所得保障) 厚生年金保険実質給付水準

なお、上に挙げた各指標の算出に利用した統計は以下のとおりである。
 実質賃金指数：厚生労働省「毎月勤労統計」／雇用保険適用率：厚生労働省「雇用保険事業統計」総務省「労働力調査」／雇用保険実質給付水準：厚生

労働省「雇用保険事業統計」総務省「消費者物価指数」／均衡失業率：総務省「労働力調査」厚生労働省「職業安定業務統計」／非自発的離職失業者：総務省「労働力調査」／消費水準指数：総務省「家計調査」（農林漁家世帯を含む勤労者世帯）／消費者物価上昇率：総務省「消費者物価指数」／非消費支出・実収入比：総務省「家計調査」(*)／平均寿命：厚生労働省「完全生命表」「簡易生命表」／受療率：厚生労働省「患者調査」／労働災害率（度数率）：厚生労働省「労働災害動向調査」／健康保険適用率：日本年金機構（旧社会保険庁）「政府管掌健康保険・船員保険・組管掌健康保険・国民健康保険・老人保健事業年報（医療保険編）」（2008年以降厚生労働省「健康保険事業月報」、全国健康保険協会「協会けんぽ月報」）総務省「労働力調査」／実質教養娯楽費：総務省「家計調査」(*)「消費者物価指数」／趣味・娯楽の平均時間：総務省「社会生活基本調査」／総実労働時間指数：厚生労働省「毎月勤労統計」／実質教育関係費：総務省「家計調査」(*)「消費者物価指数」／教育費負担率：総務省「家計調査」(*)／短大・大学進学率：文部科学省「学校基本調査」／持ち家率：総務省「住宅・土地統計調査」／1人当たり量数：総務省「住宅・土地統計調査」／住宅取得負担率：総務省「家計調査」(*)／住宅取得年収倍率：内閣府「平成18年経済財政白書」（2006年以降は総務省「家計調査」(*)（株）不動産経済研究所「首都圏の建売住宅市場動向」）／通勤時間：総務省「住宅・土地統計調査」／貯蓄年収比：総務省「貯蓄動向調査」（2001年以降「家計調査」(*)）／自助による老後負担率：総務省「家計調査」(*)金融広報中央委員会「家計の金融資産に関する世論調査」（2007年以降「家計の金融行動に関する世論調査」）／勤務延長・再雇用制度採用割合：厚生労働省「就労条件総合調査」「雇用管理調査（平成16年まで）」／高齢厚生年金保険実質給付水準：日本年金機構（旧社会保険庁）「厚生年金保険・国民年金事業年報（年金編）」（2008年以降日本年金機構「社会保険事業月報」）総務省「消費者物価指数」

(*) 1999年以前は農林漁家世帯を除く結果、2000年以降は農林漁家世帯を含む結果を用いた。

以上の各指標を、2000年=100として指数化する。このとき、原系列の低

下が改善を表すものについては、補数または逆数をとって指数化し、指数値の上昇が改善を表すようにした。次に、各カテゴリー内での個人生活環境、社会生活環境について幾何平均を求め、この両数値の幾何平均により各カテゴリーの指数値を求めた。最後に、7つのカテゴリーの指数値の幾何平均をとって、勤労者生活指標とした。

⑤指標のデータ

指標の計算結果は次のとおりである。

表 20-1 勤労者生活指標

(2000年=100)

年	総合	所得	消費	健康	余暇	教育	住居	老後
1990	98.9	117.4	100.6	99.8	91.5	88.4	101.4	95.4
1991	100.3	120.0	101.2	100.1	93.3	89.7	103.5	97.2
1992	101.1	121.0	101.0	98.2	94.6	91.1	107.4	97.2
1993	100.9	116.3	100.8	98.4	95.9	93.0	105.2	98.5
1994	100.9	113.4	102.1	98.9	95.7	94.7	103.1	99.6
1995	101.0	112.1	101.6	99.6	94.8	97.2	103.2	99.4
1996	100.8	111.0	101.7	99.2	95.5	97.7	101.8	99.5
1997	101.1	112.0	100.2	100.8	96.9	99.0	101.1	98.5
1998	100.6	104.1	100.8	101.1	98.2	100.3	101.4	98.7
1999	100.3	100.6	100.0	100.4	100.4	99.7	100.9	100.0
2000	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
2001	100.0	98.5	99.8	99.7	101.8	98.7	101.2	100.0
2002	99.1	93.2	99.2	99.9	102.8	97.1	102.0	99.5
2003	98.4	92.2	98.5	99.2	102.9	96.0	102.3	98.4
2004	99.1	93.3	99.0	98.4	104.6	96.8	103.2	98.5
2005	100.0	95.6	99.4	97.5	105.0	97.5	105.8	99.8
2006	100.1	97.3	97.6	98.5	104.3	98.6	105.3	99.3
2007	100.9	98.5	97.6	99.9	106.8	98.7	105.5	99.9
2008	100.9	97.4	95.4	100.8	108.2	100.2	106.3	98.5
2009	100.4	90.5	95.7	102.7	110.8	99.1	107.7	97.7
2010	101.4	91.4	95.8	102.8	111.6	103.1	107.5	98.7

資料：各種統計資料より作成